

鳥取県告示第136号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

岩本地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡琴浦町大字八橋字御道ノ前3138-1	1号
東伯郡琴浦町大字八橋字家ノ東平2815-1	2号
東伯郡琴浦町大字八橋字宮谷2824-2地先道路敷	3号
東伯郡琴浦町大字八橋字前田3119地先道路敷	4号
東伯郡琴浦町大字八橋字前田3115-6	5号
東伯郡琴浦町大字八橋字御道ノ前3138-1	6号